

指定共同生活援助事業所 あおぞら 重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 智頭町社会福祉協議会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875番地
電話番号	0858-75-2326
代表者氏名	会長 津田 英樹

2 事業所の概要

事業所の種類	共同生活援助
事業所番号	3121200343
事業所開設年月日	2017年4月1日
事業所の名称	あおぞら
事業所の所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬1322番地
事業所の電話番号	0858-71-0124
事業所の敷地面積 延べ床面積	敷地面積 1043.97 平方メートル 延床面積 199.26 平方メートル
入居定員	7名
主たる対象者	知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病等対象者
事業の目的	利用者が地域において共同して自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体および精神の状況並びに環境に応じた必要な支援を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営方針	1. 利用者への支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮します。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、質の評価を行い、常にその改善を図ることに努めます。 3. サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し理解しやすいように説明を行います。

3 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合計
管 理 者	1 名		1 名
サービス管理責任者	1 名以上		1 名以上
世話人兼生活支援員	1 名以上	1 名以上	2 名以上

4 職員の勤務体制

職 種	勤 務 内 容
管 理 者	職員及び業務の一元的管理 職員に法令を遵守させるために必要な指揮命令
サービス管理責任者	個別支援計画の策定、相談・助言 利用者の意思決定の支援に配慮するよう努める 利用者の心身の状況・サービス等の利用状況の把握 他の職員に対する技術指導または助言
世話人兼生活支援員	日常生活上の支援 調理、身体介護、洗濯・掃除等の家事、相談・助言 勤務時間 日勤 9:00~18:00 日勤 12:00~18:00 夜勤 18:00~9:00 (休憩 23:00~1:00)

5 事業所の設備等の概要

室 名	設 備 等 の 概 要
居 室	6室 (約 10.2 平米×5室、約 16.4 平米×1室) エアコン、ファンヒーター、ベッド、整理タンス
台 所	エアコン、ファンヒーター、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、 電磁調理器、食卓、その他家電
居間・食堂	エアコン、ファンヒーター、テレビ、ソファ、食器棚
浴 室	ユニットバス
洗 面 所	洗面台、全自動洗濯機、2槽式洗濯機
ト イ レ	洋式トイレ (ウォッシュレット) ×2室
短期利用居室	エアコン、ファンヒーター、ソファベッド、ロッカー
職員事務室	エアコン、ファンヒーター、書庫、事務用机、コピー機

6 サービス提供の内容

食 事	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の身体状況に応じた食事を提供します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">平 日</div> 朝食（7：00～） 昼食（日中利用事業所にて） 夕食（18：00～） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">休 日</div> 朝食（7：00～） 昼食（12：00～） 夕食（18：00～） ※ 食事時間は、あくまで目安です。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> 原則的に毎日行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴することが困難な場合は、清拭になる場合があります。 ※設備の点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
排せつ	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切な排せつ支援を行います。
着脱衣	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて介助、確認を行います。
整 容	<ul style="list-style-type: none"> 個性を尊重しながら適切に支援を行います。
移 動	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて適切に支援を行います。
洗 濯	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて支援しながら、一部は一緒に行います。
掃 除	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の状況に応じて支援しながら、一部は一緒に行います。
日中活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立の支援と日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じて支援します。 利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。 日中活動事業所と連携を取り合い、支援を総合的に行います。
余暇の支援	<ul style="list-style-type: none"> 余暇支援を行うほか、行事等を計画します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 職員は毎日の健康状態の把握、服薬指導等を行い、加療中の病気に対して万全を期すとともに、病気の早期発見、疾病の予防に努めます。 バックアップ施設と連携を図り、健康管理に努めます。
医療機関の受診	<ul style="list-style-type: none"> 継続して治療している利用者には、医療機関と連携を取りながら支援します。 利用者が医療機関に通院する場合は、その付き添い等について配慮します。 （付き添い料がかかる場合があります） 一人で受診することが可能で付き添い不要の場合は、通院の手段（公共交通機関、タクシー、移送サービス等の利用）について支援します。
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時は必要により、主治医あるいは協力医療機関に責任をもって引き継ぐとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。 （協力医療機関：国民健康保険智頭病院）

<p>事故発生時の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合は、速やかに損害賠償を行います。 なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名：東京海上日動火災保険株式会社 保険名：超ビジネス保険 補償内容：賠償責任に関する保障
<p>相談及び支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当事業所は、利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な支援を行うように努めます。 <p><相談窓口> サービス管理責任者 藤森 絵理子</p>
<p>申請</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス受給に係る申請等、必要な支援を行います。 医療費その他助成の申請手続きに関し、必要な支援を行います。

7 サービスの提供にあたって

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は、速やかにお知らせください。

(2) 個別支援計画の作成

- ① サービスの提供にあたり、個別支援計画を作成し、利用者やご家族に説明の上、同意をいただきます。
- ② 個別支援計画は、利用者の心身の状況や意向に配慮しながら個別の目標を設定し、サービスの方針と具体的な提供方針を定めるもので、この個別支援計画に基づき、グループホームサービスを提供します。
- ③ 個別支援計画作成後も、実施状況を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて変更を行います。
- ④ 利用者は、いつでも、個別支援計画の内容を変更するよう申し出ることができます。その場合、事業者は、変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に沿うよう計画を変更します。

8 利用料金

利用料金につきましては「別紙 料金表」をご確認ください。

9 不在時（外泊、旅行、入院等）の利用料の扱い

- (1) 外泊する利用者からは、外泊中の食費を徴収しません。
- (2) 外泊とは、1日中「あおぞら」にいない日（宿泊せず、3食とも摂らない日）を言い、訓練等給付費を請求しない日と一致するものとします。
- (3) 外出等自己都合で欠食する場合の食費は返還しません。
- (4) 徴収しない食費の額は、日額600円とします。

10 入退去

(1) 入居

- ① 障害者共同生活援助について訓練等給付費の支給決定を受けた方で、当グルー

プホームに入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。当グループホームのサービス提供に係る重要事項についてご説明します。

- ② 入居が決定した場合は契約を締結します。契約の有効期間は訓練等給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者から契約の終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ③ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 退去

- ① 利用者が当事業所に対し、30日間の予告期間をおいて文書で通知を行なった場合は、この契約を解除することが出来ます。
- ② 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内にお支払いいただけない場合、または利用者またはその家族等が当グループホームや当グループホームの職員又は他の利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為（職員や他の利用者に対する故意による暴言・暴力行為等並びにハラスメント・迷惑行為等）を行なった場合、または医療機関に入院し、3カ月以内に退院の見込みがないか3カ月以上経過しても退院できないことが明らかになった場合は、契約を解除し、退去していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の障害者共同生活援助事業所や施設等に入所した場合
- ② 障害者共同生活援助の訓練等給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合（所定の期間の経過をもって終了します。）
- ③ 当事業所がやむを得ない理由により閉鎖またはサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 利用者が亡くなられた場合

1 1 秘密保持と個人情報の保護について

- (1) 事業所および事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、事業所の職員が退職後、在職中知り得た利用者およびそのご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者およびその家族から同意を得ない限り、サービス会議等において、利用者またはそのご家族の個人情報を用いません。また個人情報が含まれる記録は、適切に管理いたします。
- (4) 事業所および事業所の職員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者または家族の同意を得ることなく、利用者または家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - ① 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく障害者虐待に係る通報等、法令に基づいて、利用目的の達成に必要な範囲を超

えて、個人情報を取り扱う場合。

- ② 利用者について生命、身体または財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、利用者の同意を得ることが困難であるとき。
- ③ 個人情報保護法第23条第1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

1.2 あおぞら利用に際しご留意いただきたい事項

面 会	面会は自由です。ただし、他の利用者の生活に著しい影響が出たり、共同生活のルールを乱すことの無いよう、回数や面会時間、面会場所をご配慮ください。
外出・外泊	事前に職員に許可をお取りください。 帰省される場合は、ご家族等の責任のもとに経過してください。帰省のための送迎は、ご家族等で責任をお持ちください。 公共交通機関や移送サービス等の利用のできる方は、それらを利用して外出してください。
飲 酒	マナーを守り、他の利用者や近隣に迷惑をかけない程度にお願いします。
喫 煙	施設建物内、施設敷地内禁煙です。ご面会の方は敷地外で公共のルールを守って喫煙してください。火災予防の観点、または禁煙を実行している利用者さんへ影響が出る場合は、喫煙をご遠慮願う場合もあります。
居室等の利用	グループホーム内の居室や設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者へ損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
持ち物の制限	居室で快適に過ごしていただくために、危険物や衛生上問題のあるもの、家具等の大型の私物については、持ち込みを制限させていただく場合があります。 収納しきれない衣類等は、季節ごとに入れ替えをお願いします。
おやつ等の管理	ホームで提供する食事以外の食品、飲料は利用者個々で購入して下さい。ただし衛生及び健康管理上、いったんホームでお預かりします。声をかけていただければ、いつでもお出しします。 医師の指導で食べ物の制限のある方には、おやつを制限させていただきます。 個人の居室での飲食は、衛生上の観点から制止することがあります。
宗教活動等	利用者の思想・信仰は自由です。ただし、他の利用者に対する布教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

貴重品の管理	原則として金銭や貴重品、重要書類の預かりはしません。利用者の責任において管理していただきます。現金、通帳等を自己管理できない方につきましては、当法人の預り金等規定に則ってお預かりいたします。日常生活自立支援事業や成年後見制度をご利用になる場合は、ご相談ください。
禁止行為	1. 職員や他の利用者に対する暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。 2. 職員や他の利用者に対するハラスメント等の行為。

1.3 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を遵守するとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 有田 千鶴
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
 ③ 苦情解決体制を整備しています。
 ④ 職員に対する虐待防止を啓発・支援するための研修を実施しています。
 ⑤ 虐待防止のための指針を整備しています。
 ⑥ 虐待防止委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討などを行うとともに、その結果について職員に周知徹底を図っています。
 ⑦ サービス提供中に、当該事業所または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

市町村 虐待防止センター 窓口	智頭町虐待防止センター 電話番号 0858-75-4103 受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時
	鳥取市障がい者虐待防止センター 電話番号 0857-20-3479 受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

1.4 身体拘束について

(1) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者およびその家族に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

- ① 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
 ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危

険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の身体・生命に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(2) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について職員に対して周知徹底を図っています。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ④ 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

15 身元引受人

(1) 事業所は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

(2) 身元引受人は、利用契約に基づき利用者の債務を負うときは、利用者と連帯して履行の責任を負っていただきます。

(3) 身元引受人は、前項の義務のほか、次の責任を負っていただきます。

- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手術が円滑に進行するように事業所に協力すること。
- ② 利用契約終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- ③ 利用者が亡くなられた場合のご遺体の引き取り、遺留金品の処理、その他必要な措置を行うこと。

16 連携

事業所は、市町村、相談支援事業所、他の障害福祉サービス事業所、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

17 バックアップ施設

当グループホームは、下記の施設をバックアップ施設とし、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応について連携し、支援の体制を確保しています。

施設名	就労継続支援 B 型事業所 ぱれっと三田
所在地	鳥取県八頭郡智頭町大字三田 9 4 6 番地 1 電話 0858-75-4701
連携体制	緊急時、世話人及び管理者がバックアップ施設に連絡し、職員が応急援助等の対応を行う。

18 非常災害時の対応

非常災害対策計画	非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な非常災害対策計画を立て、利用者及びその家族に周知します。
----------	--

防火管理責任者	管理者 有田 千鶴 ・ 防火管理者 谷口 堅一
避難訓練	利用者も参加の上、年2回実施します。
防災設備	自動火災報知設備、消火器、火災通報装置、誘導灯

19 この契約に関する苦情・相談窓口

当グループホームご利用相談・苦情窓口

担当者	サービス管理責任者 藤森 絵理子
電話番号	0858-75-4701（ばれっと三田）
受付時間	月～金 午前9時～午後5時 （緊急の場合は時間を問いません）

当グループホーム以外の苦情相談窓口

担当部署	鳥取県福祉サービス 運営適正化委員会	智頭町役場 福祉課	鳥取市福祉部 障がい福祉課
住所	鳥取市伏野 1729 番地 5 （鳥取県福祉人材研修 センター内）	八頭郡智頭町智頭 1875 番地 （保健・医療・福祉総合 センターほのぼの内）	鳥取市幸町 71 番地
電話番号	0857-59-6335	0858-75-4103	0857-30-8218
受付時間	月～金 午前9時～午後5時	月～金 午前8時30分 ～午後5時	月～金 午前8時30分 ～午後5時15分

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	無
-------	---

21 感染症等の発生およびまん延防止について

事業者は、感染症等の発生及びまん延の防止及び熱中症対策等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症対策のための指針を整備しています。
- ③ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症対策のための研修を定期的実施しています。
- ④ 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止及び熱中症対策のための訓練（シミュレーション）を定期的実施しています。

2.2 業務継続に向けた計画等について

事業者は、感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供を継続的に実施するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ① 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定します。
- ② 職員に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に行っています。
- ③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2.3 ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、ハラスメント等の行為を禁止します。

2.4 緊急時の対応

利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族、連絡先に速やかにご連絡します。

医療機関名①	電話
所在地	
主治医名	
医療機関名②	電話
所在地	
主治医名	

【緊急連絡先】

氏名	(本人との関係)
住所	
電話番号	
氏名	(本人との関係)
住所	
電話番号	
氏名	(本人との関係)
住所	
電話番号	
氏名	(本人との関係)
住所	
電話番号	